

玉野市学校給食センター整備運営事業

募集要項

令和元年 7 月 22 日

玉 野 市

# 目 次

第1 募集要項の位置付け.....	1
第2 事業の概要.....	2
1 事業名.....	2
2 公共施設等の種類.....	2
3 公共施設等の管理者等の名称.....	2
4 事業目的.....	2
5 施設整備の基本方針.....	3
6 事業内容.....	4
7 立地条件.....	6
8 施設の概要.....	7
9 関係法令等の遵守.....	7
10 交付金及び地方債.....	7
11 市による事業の実施状況のモニタリング.....	7
12 事業期間終了時の措置.....	7
第3 応募者の参加資格要件.....	8
1 応募者の構成等.....	8
2 参加資格の確認.....	12
3 応募に関する留意事項.....	12
4 提案書の取扱い.....	13
5 提案金額の取扱い.....	14
第4 事業者の選定.....	15
1 事業者選定方式.....	15
2 審査方法.....	15
3 契約手続き等.....	15
第5 募集及び選定スケジュール.....	16
1 募集及び選定スケジュール.....	16
2 募集手続き等.....	16
第6 提出書類.....	18
1 資格審査の提出書類.....	18
2 提案書審査の提出書類.....	18
3 提出書類作成要領.....	20
第7 その他.....	22
1 募集に関する問合せ先.....	22

## 第1 募集要項の位置付け

玉野市学校給食センター整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、玉野市（以下「市」という。）が発注する「玉野市学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）において、公募型プロポーザル方式により、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり、本件公募型プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）の手續等を定めるものである。

なお、募集要項と併せて公表する以下の資料は、この募集要項と一体のものであり、今後、応募者は、この募集要項及び以下の資料（以下「募集要項等」という。）の内容を前提として、応募手続きを進めるものとする。

- ・要求水準書
- ・優先交渉権者選定基準
- ・基本協定書（案）※
- ・事業契約書（案）※
- ・募集要項様式集

※ 基本的な項目の案を示す資料であり、これらの内容については、今後の調整により変更が生じる可能性がある。

なお、募集要項等と既に公表済みの「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」に相違がある場合は、募集要項等の規定を優先する。

また、募集要項等に記載がない事項については、「実施方針」、「実施方針に関する質問回答」及び「募集要項等に関する質問回答」によることとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名

玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 公共施設等の種類

学校給食センター

### 3 公共施設等の管理者等の名称

玉野市長 黒田 晋

### 4 事業目的

市は、総合計画後期基本計画の「政策大綱3 豊かな心をはぐくむまち」「政策8 心豊かな人をはぐくむまちづくり」「施策2 安全で適切な教育環境を提供する」の中で、学校給食に係る計画を取りまとめており、ここでは、少子化の進展に加え、共同調理場の老朽化が進んでいることから、今後も安定した学校給食を提供するため、施設の大幅な改修や新設、自校方式導入など、学校給食施設の在り方を総合的に検討してきた。

現在の学校給食施設は、学校給食センターが昭和45年建設、東児調理場が昭和47年建設と、両施設とも建設から45年以上が経過しており、建物や配電設備等が老朽化している。また、学校給食衛生管理基準に適合していない項目もあるため、現状の施設では安全で安心できる学校給食の運営が困難な状況となっており、新たな学校給食施設の整備が求められている。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、学校給食センター及び東児調理場を統合し、新しい玉野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を整備することとした。

本事業は、以下に示す基本方針に掲げる事項を基本的な条件として、学校給食センターの整備を行い、安全・安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施に当たり、民間活力の導入を図るものとする。

## 5 施設整備の基本方針

学校給食の位置付けや役割をはじめ、環境配慮などの観点も踏まえ、学校給食センターは以下の基本方針に基づいて施設整備を行う。

### (1) 安全で安心な給食の安定供給

ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。

また、HACCP（危害分析重要管理点方式）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき衛生管理の徹底を図るものとする。

### (2) おいしい給食の提供

メニューの多様化など、おいしい給食を安定的に供給するため、多様な調理方法に対応できる設備や、作業の効率化のための設備を充実したものとする。

### (3) アレルギー対応食調理の導入

食物アレルギー等の個別対応のための設備が整った施設とし、保護者・学校との連携という従来の対応を基本としつつ、安全性の高い食材の導入に努める。

### (4) 食育の推進

調理過程を見学できる見学通路や子どもの食に関わる教育・学習や保護者への様々な教育研修等、食文化に対する興味・関心を高めるための機能・スペースを確保する施設とする。

### (5) 効率的な運営

学校給食センターの整備にあたっては、上記の機能を重視しながらも、経済性効率性に配慮した施設とし、作業領域については動線をワンウェイとし、食材搬入及び給食搬出のためのスムーズな物流を確保するものとする。

### (6) 環境負荷低減、エネルギー使用量削減

地球環境に配慮した施設として、省エネルギー設備の導入をはかるとともに、臭気・防音対策など、環境負荷の低減に取り組むものとする。

また、施設の建設から維持管理・修繕、施設運用全般にわたり、コスト削減に努めるものとする。

## 6 事業内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

### (1) 施設概要

- ①供給能力 : 最大 3,800 食/日
- ②供給対象校 : 小学校 14 校、中学校 7 校
- ③アレルギー対応食 : 最大 50 食/日 (除去食)

### (2) 事業方式

本事業における事業方式は、民間活力を活用した方式とし、施設等の市への所有権移転の有無も含め応募者の提案によるものとする。ただし、所有権移転を行わない場合は、原則として、学校給食施設部分（共用部分を含む。）について市の専用使用权（無償）を設定するものとする。

なお、いずれの場合も財政負担の平準化等に配慮した提案とすること。

### (3) 事業の実施スケジュール

本事業においては、遅くとも令和 4 年 9 月に施設供用開始し、運営期間を 15 年間とすることを条件とし、具体的な事業の実施スケジュールについては、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、市が想定する本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

- ①事業契約締結 令和元年 12 月
- ②設計・建設期間 令和 2 年 1 月～令和 4 年 6 月（2 年 6 か月）
- ③開業準備 令和 4 年 7 月～8 月（2 か月）
- ④施設供用開始 令和 4 年 9 月
- ⑤維持管理・運営期間 令和 4 年 9 月～令和 19 年 8 月（15 年）

### (4) 事業者の業務範囲

本事業は、事業者が、以下に示す業務を行うことを本事業の範囲とする。

なお、詳細については、「要求水準書」に提示する。

#### ①施設整備業務

- ア. 事前調査業務（事業者が必要とする調査等）
- イ. 各種申請等業務（交付金及び地方債等の申請支援を含む。）
- ウ. 設計業務（基本設計・実施設計等）
- エ. 建設業務
- オ. 工事監理業務
- カ. 調理設備調達・設置業務
- キ. 食器・食缶等調達業務
- ク. 運営備品調達業務
- ケ. 施設備品調達業務
- コ. その他関連業務

#### ②維持管理業務

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備保守管理業務
- ウ. 調理設備保守管理業務

- エ. 食器・食缶等保守管理業務
- オ. 清掃業務
- カ. 警備業務
- キ. 施設備品保守管理業務
- ク. 付帯施設保守管理業務
- ケ. その他関連業務

### ③ 運營業務

- ア. 開業準備業務
- イ. 食材検収補助業務
- ウ. 調理業務
- エ. 衛生管理業務
- オ. 洗浄・残渣処理業務
- カ. 配送・回収業務
- キ. 運営備品保守管理業務
- ク. 視察・見学等の補助業務
- ケ. その他関連業務

## (5) 市が行う業務

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

- ① 食育、栄養指導、献立作成、食材等の調達
- ② 食数管理（給食数等必要事項の連絡）
- ③ 給食費徴収等管理
- ④ 食材等の検収、調理指示、中間検査、検食
- ⑤ 配送先への直送品（パン、牛乳等）の調達・配送
- ⑥ 視察・見学等の対応

## (6) 大規模修繕に関する業務

事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。また、施設等の所有権移転を伴う事業手法の場合は、事業期間終了後の大規模修繕について長期修繕計画の策定を行うとともに、市に対し必要な助言等を行うものとする。

## (7) 本事業における市から事業者への支払い

本事業における市から事業者への支払いは以下のとおりであり、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

### ① 本施設の市への所有権移転を伴う場合

#### ア. 本施設の設計及び建設の対価

施設整備業務に係る対価については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払う。なお、本事業は、学校施設環境改善交付金及び地方債の活用を予定しており、上記費用のうち、学校施設環境改善交付金及び地方債相当額を本施設の所有権移転後、一括して支払う予定である。

上記の一括支払い分以外の対価については、事業期間にわたってサービス購入料として割賦により支払う予定である。

#### イ. 維持管理及び運営の対価

維持管理業務及び運営業務に係る対価については、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって、サービス購入料として事業契約書に定める額を支払う予定である。対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定することを想定している。

②本施設の市への所有権移転を伴わない場合

維持管理業務及び運営業務に係る対価に施設整備業務に係る対価を含め、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって、サービス購入料として事業契約書に定める額を支払う予定である。対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定することを想定している。

**(8) 事業期間終了時の措置**

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。事業者は、事業期間中、本施設の適切な維持管理を行い、要求水準が維持された状態で事業期間を終了すること。

なお、学校給食施設等について専用使用権を設定している場合は、原則として専用使用権は継続することとし、詳細について市と協議することとする。

**7 立地条件**

建設予定地の立地条件は、以下のとおりである。

建設予定地について、その用途を学校給食施設として使用する場合に限り、市は施設の整備に係る土地の開発及び建物の建築について、関係法令に基づく必要な措置を講じるとともに、必要な範囲を事業者は無償で使用を許可することとし、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

また、本予定地を使用する場合は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条の規定に基づく許可及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の規定に基づく許可を得る必要があることに留意すること。

なお、建設予定地については、下記以外の場所を事業者負担により提案することも可能なものとし、詳細は「要求水準書」に提示する。

**表 立地条件**

所在地	岡山県玉野市築港 5-22
敷地面積	約 14,000 m <sup>2</sup> （市有地）
用途地域	都市計画区域内・商業地域 都市公園区域
建ぺい率	80%
容積率	400%
インフラ	①上下水道：引込みの必要有 ②電気：引込みの必要有 ③ガス：LPG
埋蔵文化財	調査対象区域内

## 8 施設の概要

本施設の概要は、以下のとおりである。詳細は、「要求水準書」において示す。

表 施設内容

区分	区域	構成
本体施設	給食エリア 汚染作業区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、野菜類下処理室、魚肉類・卵下処理室、食品庫・調味料庫、仕分室、器具洗浄室、洗浄室、残渣庫、油庫、廃材庫、備品・洗剤庫、回収風除室等
	非汚染作業区域	野菜切裁室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物調理室、和え物室、アレルギー専用調理室、コンテナ室、器具洗浄室、配送風除室等
	その他	更衣室、休憩室、調理員専用トイレ、前室、洗濯・乾燥室等
	一般エリア	玄関、市職員用事務室（6人程度収容）、事業者用事務室、トイレ（市職員、事業者職員、来場者、多目的）、食育研修室（50人程度収容）、見学通路、倉庫、機械室、ボイラー室等
付帯施設		駐車場、駐輪場、ごみ置き場、排水処理施設、受水槽、受変電施設、外灯、構内舗装、門扉・フェンス、雨水排水施設、植栽等

## 9 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要な関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を順守するものとする。

## 10 交付金及び地方債

市は、本事業において、「学校施設環境改善交付金」及び「地方債」等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は地方債申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。

## 11 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されていることを確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングの詳細は、事業契約書（案）において示す。

## 12 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。事業者は、事業期間中、本施設の適切な保守点検、維持管理を行い、要求水準が維持された状態で事業期間を終了すること。

### 第3 応募者の参加資格要件

#### 1 応募者の構成等

応募者の構成については、以下のとおりとする。

①応募者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、調理設備・調理備品等を調達・設置する者（以下「調理設備企業」という。）、維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。応募者は、運営企業を代表企業とし、上記企業のうち、設計企業及び工事監理企業を必ず構成員に含まなければならない。その他の企業は、本施設の市への所有権移転を伴う場合においては仮契約締結までに、また、本施設の市への所有権移転を伴わない場合においては業務着手までに、代表企業の責任において必ず決定すること。なお、1者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本金若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。

②上記において、「資本金若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア.又はイ.に該当する者をいう。

ア.当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ.当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

③設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

ア.設計企業

「第2 6 (4) ①」に掲げる設計業務

イ.建設企業

「第2 6 (4) ①」に掲げる建設業務（必要に応じて「第2 6 (4) ③」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

ウ.工事監理企業

「第2 6 (4) ①」に掲げる工事監理業務

エ.調理設備企業

「第2 6 (4) ①」に掲げる調理設備等調達・設置業務（必要に応じて「第2 6 (4) ③」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

オ.維持管理企業

「第2 6 (4) ②」に掲げる維持管理業務（必要に応じて「第2 6 (4) ③」に

掲げる開業準備業務の支援を行うこと。)

#### カ. 運営企業

「第2 6 (4) ③」に掲げる運營業務

- ④代表企業たる運営企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。
- ⑤優先交渉権者となった応募者が、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するか否かは、応募者の提案によるものとする。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
  - ア. 優先交渉権者は、市との仮契約締結までに、玉野市にSPCを設立すること。
  - イ. 優先交渉権者の代表企業は、SPCに必ず出資するとともに、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
  - ウ. 構成員以外のSPCへの出資は認めない。
  - エ. 出資者である構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
  - オ. SPCから直接業務を受託することができるのは、構成員のみとする。
- ⑥応募者の構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。提案書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- ⑦一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑧構成員は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑨応募者の構成員は、市の入札参加資格審査により指定業者に登録しなければならない。ただし、本事業に応募する者が、指定業者に登録していない場合は、玉野市競争入札参加者の資格に関する規程（昭和56年3月10日告示第10号）の規定にかかわらず、次のとおり入札参加資格審査申請を受け付けるので審査を受けること。なお、この場合の参加資格は、本事業に限り有効とする。
  - ア. 申請期間 実施方針公表日から建設等業務計画書の提出までの間
  - イ. 申請場所 玉野市教育委員会教育総務課（電話 0863-32-5571）
  - ウ. 申請方法 上記へ問い合わせること

## (2) 応募者の参加資格要件

### ①設計企業の参加資格要件

設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築関係建設コ

ンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有していること。

- イ. 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ. 平成 15 年度以降にドライシステムの学校給食施設（学校給食法第 3 条第 1 項に定める学校給食を提供するための施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法第 20 条に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の実施設計を履行した実績を元請として有すること。

## ②建設企業の参加資格要件

建設企業は、「ア. 単独企業」又は「イ. 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### ア. 単独企業

- ・平成 31 年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において総合評定値が 800 点（市内業者は 720 点）以上であること。
- ・本工事に専任で配置できる監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有すること。
- ・平成 15 年度以降に延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績（JV で施工した場合は、JV の構成員数が 3 者以上で 20%以上出資した者、2 者で 30%以上出資した者は施工実績とみなす。）を有すること。

### イ. JV

- ・平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第27条の23第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において総合評定値が、代表構成員は800点（市内業者は720点）以上、他の構成員は720点以上であること。
- ・JV の構成員数は 2 者又は 3 者であること。
- ・JV の代表者は出資割合が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- ・1 構成員当たりの出資割合は、構成員数が 2 者の場合は30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
- ・代表者は、建設業法第26条第 2 項の規定による監理技術者を専任で配置し、代表者以外の構成員は、専任の主任技術者を配置すること。代表者の監理技術者は市との窓口役となるとともに、その他の構成員の主任技術者を統括すること。
- ・代表者は、平成15年度以降に延床面積2,000m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績（JV で施工した場合は、JV の構成員数が 3 者以上で20%以上出資した者、2 者で30%以上出資した者は施工実績とみなす。）を有すること。

## ③工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 平成 31 年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築関係建設コンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ. 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ. 平成 15 年度以降にドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の工事監理業務を履行した実績を元請として有すること。

#### ④調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の企業で分担して調理設備等調達・設置業務を実施する場合にあっては、すべての者がア. に掲げるいずれかの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者がイ. に掲げる要件を満たすことにより、当該複数の企業全体で次のすべての要件を満たす者とする。

- ア. 平成 31～33 年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、物品の厨房器具において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ. 平成 15 年度以降にドライシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアル適用施設への調理設備の納入実績を有すること。

#### ⑤維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

- ア. 平成 31～33 年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、担当する業務に係る競争入札に参加する資格を有していること。

#### ⑥運営企業の参加資格要件

運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

- ア. 平成 31～33 年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、役務の給食において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ. 平成 15 年度以降にドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアル適用施設において、調理業務を履行した実績を元請として有すること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者
- ②設計企業及び建設企業は、参加表明書の提出日において、本市の指名停止又は指名留保措置を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ④破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はその

おそれのある者

7. 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。
- イ. 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
- ウ. 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。
  - a 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者
  - b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者

⑦本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発（岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21）
- ・豊原総合法律事務所（東京都港区南麻布4-4-10-405）

なお、「関連会社」とは、次の者をいう。

- ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑧市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

## 2 参加資格の確認

応募者の参加資格の確認は、参加表明書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、事業契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

## 3 応募に関する留意事項

### (1) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。

また、応募者は、募集要項等に定めるもののほか、玉野市財務規則（平成3年規則第

10号) その他関係法令を遵守すること。

## **(2) 応募者に求められる義務**

応募者は、「第6 提出書類」に示す提出書類（以下「応募書類等」という。）を、「第5 募集及び選定スケジュール」に示す応募手続により提出しなければならない。

また、応募者は、契約を担当する職員から応募書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## **(3) 応募書類等の書換え等の禁止**

応募者は、提出した応募書類等の書換え、引き替え、又は撤回を行うことができない。

## **(4) 応募の無効**

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ①募集要項に示した参加資格要件のない者が応募を行ったとき。
- ②募集要項等に定められた応募に関する条件に違反したとき。
- ③同一の応募者が2以上の応募を行ったとき。
- ④応募者又はその代理人が他人の応募の代理を行ったとき。
- ⑤応募に際して不正行為があったとき。
- ⑥応募書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な応募のとき。
- ⑦募集要項等に定められた以外の方法で、応募を行ったとき。

## **(5) 費用の負担**

応募に関して要する費用は、すべて応募者の負担とする。

# **4 提案書の取扱い**

## **(1) 著作権**

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

## **(2) 特許権等**

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

## **5 提案金額の取扱い**

### **(1) 事業限度額**

本事業の事業限度額は、4,521,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

また、炊飯を調理業務に含める提案における本事業の事業限度額は、4,671,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

### **(2) 提案金額**

提案金額は、事業期間における施設整備費、維持管理業務費、運営業務費の総額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

## 第4 事業者の選定

### 1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の設計・建設、維持管理及び運営の各業務を通じて、効率的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、応募者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に規定する参加資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、設計・建設、維持管理及び運營業務に関して、募集要項及び要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、提案金額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 審査方法

#### (1) 審査委員会の設置

市は、応募者が提出した提案書の審査を行うため、学識経験者等で構成する「玉野市学校給食センター整備運營業務事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。審査委員会では、提案金額のみならず、施設整備業務、維持管理業務及び運營業務の提案内容、業務遂行能力その他の条件等から総合的に評価する。

#### (2) 審査方法

審査は、2段階に分けて実施するものとし、参加資格の確認申請書類に基づき応募者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提出書類による提案内容等を審査する「提案書審査」として実施する。

審査委員会は、提案内容に関する審査を行い、それらを総合評価することにより総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

#### (3) 優先交渉権者の決定

審査委員会における審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行う。

### 3 契約手続き等

#### (1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者と本事業に関する基本協定を締結する。

#### (2) 事業契約（仮契約）の締結

市と事業者は、事業契約書（案）に基づき、事業契約（仮契約）を締結する。

なお、事業契約（仮契約）の締結に当たっては、選定された事業者よりも、他の応募者が有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる変更は行わないことを条件として、必要に応じ市と事業者間の認識の明確化を図るため、事業契約書（案）の内容を変更することがある。

#### (3) 事業契約の市議会における議決

本事業に係る事業契約は、玉野市議会に付し、議決がなされたときに本契約として効力が生じるものとする。

## 第5 募集及び選定スケジュール

### 1 募集及び選定スケジュール

本事業における募集及び選定等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

表 募集及び選定スケジュール

日程（予定）	内 容
平成31年4月16日（火）	募集公告及び募集要項等の公表
平成31年4月25日（木）	募集要項等に関する説明会及び現場見学会
令和元年5月15日（水）～5月17日（金）	募集要項等に関する質問受付
令和元年6月7日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和元年7月1日（月）～7月3日（水）	参加資格確認申請書の受付
令和元年7月12日（金）	資格審査結果の通知
令和元年8月5日（月）～8月7日（水）	提案書類の受付
令和元年9月下旬	提案書類に関するヒアリング
令和元年10月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和元年10月下旬	優先交渉権者との基本協定締結
令和元年11月上旬	仮契約の締結
令和元年12月下旬	本契約の締結（市議会における議決）

### 2 募集手続き等

#### (1) 募集要項等説明会及び現場見学会

事業概要、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行うとともに、建設予定地の現場見学会を開催する。説明会等の日時、開催場所等については以下のとおりである。

なお、説明会場では、資料を配付しないので、各自募集要項等を持参すること。

#### ① 募集要項等に関する説明会

開催日時：平成31年4月25日（木）午後1時～午後2時

開催場所：玉野市役所3階大会議室

#### ② 現場見学会

開催日時：平成31年4月25日（木）午後2時30分～午後3時30分

開催場所：岡山県玉野市築港5-22

#### ③ 募集要項等に関する説明会及び現場見学会の申込先・問合せ先

申込方法：平成31年4月24日（水）午後4時までに、「（様式1）募集要項等説明会及び現場見学会参加申込書」に記入の上、E-mailにより提出すること。

申 込 先：玉野市立学校給食センター

E-mail kyuusyoku@city.tamano.lg.jp

## (2) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和元年5月15日（水）午前9時～令和元年5月17日（金）午後4時

提出方法：「（様式2）募集要項等に関する質問書」に記入の上、添付ファイルにて  
E-mailにより提出すること。

提出先：玉野市立学校給食センター

E-mail kyuusyoku@city.tamano.lg.jp

## (3) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、令和元年6月7日（金）までに、玉野市ホームページで公表する。

## (4) 参加資格確認申請書の受付

本件公募型プロポーザルに応募を希望する者は、参加資格確認申請書を次により提出すること。

受付期間：令和元年7月1日（月）午前9時～令和元年7月3日（水）午後4時

提出方法：持参にて提出すること。

提出先：玉野市立学校給食センター

〒706-0014 岡山県玉野市玉原 2-16-43

## (5) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により令和元年7月12日（金）までに郵便で発送する。

## (6) 応募の辞退

参加資格確認申請書を提出した後、応募を辞退する際には、「（様式16）辞退届」を提出すること。

提出日時：令和元年8月2日（金）午後4時まで

提出方法：持参にて提出すること。

提出先：玉野市立学校給食センター

〒706-0014 岡山県玉野市玉原 2-16-43

## (7) 提案書類の受付

資格審査に合格し、提案書審査に参加する者は、提案書類を次により提出すること。

受付期間：令和元年8月5日（月）午前9時～令和元年8月7日（水）午後4時

提出方法：持参にて提出すること。

提出先：玉野市立学校給食センター

〒706-0014 岡山県玉野市玉原 2-16-43

## (8) 提案書類に関するヒアリング

提案書類提出者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（日時・場所等）については、提案書類提出者に対し、別途、連絡する。

実施予定日：令和元年9月下旬

## (9) 優先交渉権者の決定及び公表

優先交渉権者の選定を行った場合、その結果を、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により令和元年10月上旬に郵便で発送するとともに、玉野市ホームページで公表する予定である。

## 第6 提出書類

### 1 資格審査の提出書類

以下の書類を「参加資格確認申請書」として、提出すること。

#### (1) 参加資格確認申請書

- (様式 3) 参加資格確認申請書
- (様式 4) 応募グループの構成員表
- (様式 5) 応募グループの構成員の概要
- (様式 6) 「構成員等の制限」に係る確認書
- (様式 7) 設計企業に関する資格調書
- (様式 8) 建設企業に関する資格調書
- (様式 9) 工事監理企業に関する資格調書
- (様式 10) 調理設備企業に関する資格調書
- (様式 11) 運営企業に関する資格調書
- (様式 12) 委任状（本店代表者から支店等代表者への委任）
- (様式 13) 委任状（応募グループの構成員の代表者から代表企業代表者への委任）
- (様式 14) 委任状（代表企業用）
- (様式 15) 共同企業体の代表者・構成員表

なお、参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。

### 2 提案書審査の提出書類

以下の書類を「提案書類」として提出すること。

#### (1) 事業実施体制等に関する提案書

- (様式 17) 事業実施体制等に関する提案書（表紙）
- (様式 18) 本事業実施体制図
- (様式 19) 施設整備業務実施体制計画書
- (様式 20) 維持管理業務実施体制計画書
- (様式 21) 運営業務実施体制計画書
- (様式 22) 地域経済・社会への貢献に関する提案書

#### (2) 施設整備業務に関する提案書

- (様式 23) 施設整備業務に関する提案書（表紙）
- (様式 24) 設計の概要及び諸室構成等
- (様式 25) 外部・内部仕上表
- (様式 26) 建築設備計画書
- (様式 27) 調理設備計画書
- (様式 28) 食器・食缶等計画書
- (様式 29) 運営備品計画書
- (様式 30) 施設備品計画書

- (様式 31) 付帯施設計画書
- (様式 32) 安全で衛生的な学校給食の提供への配慮に関する提案書
- (様式 33) 食育への配慮に関する提案書
- (様式 34) 環境負荷低減及び省エネルギーへの配慮に関する提案書
- (様式 35) ライフサイクルコスト低減への配慮に関する提案書
- (様式 36) 建設業務に関する提案書
- (様式 37) 設計業務及び建設業務に関する工程計画書

### **(3) 維持管理業務に関する提案書**

- (様式 38) 維持管理業務に関する提案書（表紙）
- (様式 39) 建築物保守管理業務計画書
- (様式 40) 建築設備保守管理業務計画書
- (様式 41) 調理設備保守管理業務計画書
- (様式 42) 食器・食缶等保守管理業務計画書
- (様式 43) 清掃業務計画書
- (様式 44) 警備業務計画書
- (様式 45) 施設備品保守管理業務計画書
- (様式 46) 付帯施設保守管理業務計画書
- (様式 47) 長期修繕計画書

### **(4) 運營業務に関する提案書**

- (様式 48) 運營業務に関する提案書（表紙）
- (様式 49) 開業準備業務計画書
- (様式 50) 食材検収補助業務計画書
- (様式 51) 調理業務計画書
- (様式 52) 衛生管理業務計画書
- (様式 53) 洗浄・残渣処理業務計画書
- (様式 54) 配送・回収業務計画書
- (様式 55) 運営備品保守管理業務計画書
- (様式 56) 視察・見学等の補助業務計画書
- (様式 57) 追加機能等の提案に関する計画書

### **(5) 事業計画に関する提案書**

- (様式 58) 事業計画に関する提案書（表紙）
- (様式 59) 財政支出見込表
- (様式 60) 資金調達計画書
- (様式 61) 事業収支計画書
- (様式 62) キャッシュフロー計算書
- (様式 63) リスク管理方針と対策に関する提案書
- (様式 64) 事業の安定性に関する計画書

### **(6) サービス購入料に関する提案書**

- (様式 65) 提案書類提出届
- (様式 66) 提案金額

- (様式 67) 提案金額内訳書
- (様式 68) 施設整備費内訳書
- (様式 69) 維持管理業務費内訳書
- (様式 70) 運営業務費内訳書

### **(7) 図面類**

- ①配置図
- ②各階平面図
- ③立面図
- ④断面図
- ⑤外観透視図
- ⑥位置図及び敷地測量図（建設予定地について、提案がある場合）

## **3 提出書類作成要領**

提出書類は、下記により作成すること。

### **(1) 一般的事項**

#### **①使用言語等**

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述すること。

#### **②会社名等が分かる表記の禁止（一部）**

提案書類のうち、正本については応募者名（構成員名等を含む。）がわかる記述を行うものとするが、副本における様式17から様式64まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名（構成員名等を含む。）がわかる記述を避けること。

#### **③提案書類のCD-Rによる追加提出について**

提案書類については、書面による提出に加えて、Microsoft Office Word（Windows版）又はMicrosoft Office Excel（Windows版）、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したCD-Rを併せて提出すること。

#### **④提出書類について**

- ・ 提出書類は、募集要項及び募集要項様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。
- ・ 製本は、下記の「(3) 提案書類の提出」に準じ、ファイル留めとし、ホッチキス留めや糊付はしないこと。また、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。
- ・ 各提案書の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。

### **(2) 参加資格確認申請書**

- ・ 参加資格確認申請書は、募集要項様式集に準拠し、A4版縦長とし、取り外し可能な簡易なファイルに一式を綴じて提出すること。
- ・ 参加資格確認申請書については、正本1部、副本2部を提出すること。

### **(3) 提案書類の提出**

- ・ 提案書類は、募集要項様式集に準拠し、A4版縦長及びA3版横長で作成すること。

なお、A 3 版横長の提案書及び図面類等については、A 4 サイズに三つ折にして綴ること。

- ・「第 6 2 提案書審査の提出書類」に示す「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)」の区分ごとに、募集要項様式集に示す各提案書類所定の表紙を付け、「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)」、「(6)」の 2 分冊とし、それぞれ取り外し可能な簡易なファイルに綴じて提出すること。
- ・「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)」の提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふること。（表紙については、ページ番号不要）
- ・提案書類（図面類を含む。）については、正本 1 部、副本 13 部を提出すること。
- ・「(7) 図面類」については、下記に従い、提案書類中の「施設整備業務に関する提案書」の末尾に綴じること。

#### ア. 配置図

- ・縮尺 1/500、A 3 版 1 枚
- ・敷地全体について作成すること。

#### イ. 各階平面図

- ・縮尺自由、A 3 版枚数自由
- ・各階ごとに作成すること。

#### ウ. 立面図

- ・縮尺自由、A 3 版枚数自由
- ・4 面以上を作成すること。

#### エ. 断面図

- ・縮尺自由、A 3 版枚数自由
- ・階高、天井高が理解できるものを最低 1 枚作成すること。

#### オ. 外観透視図

- ・A 3 版 2 枚、フルカラー
- ・周辺敷地も含めて施設全体が鳥瞰できる図（1 枚）、及び建物の外観がわかる図（1 枚）を作成すること。

#### カ. 位置図及び敷地測量図（建設予定地について、提案がある場合）

- ・縮尺自由、A 3 版枚数自由
- ・敷地全体について作成すること。

## 第7 その他

### 1 募集に関する問合せ先

本募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

玉野市立学校給食センター

〒706-0014 岡山県玉野市玉原 2-16-43

電話 (0863)31-6441 F A X (0863)31-6466

E-mail [kyuusyoku@city.tamano.lg.jp](mailto:kyuusyoku@city.tamano.lg.jp)

玉野市ホームページ <https://www.city.tamano.lg.jp/>